

# 松山市立北中学校 P T A 専門部運営細則

## (目 的)

第 1 条 この細則は、北中学校 P T A 会則（以下「会則」という）第 18 条に基づき、専門部運営に関し必要な細部規準を定めることを目的とする。

## (専門部の活動)

第 2 条 会則第 17 条の専門部活動を効果的に推進するために、次のことを研究協議し推進する。

### 1 学校・家庭教育部

学校と連携して教育活動の援助をしていく部会です。教育課程に関する学習や総合的な学習の時間への支援ができる人材の確保を進めていきます。先生との交流も推進していきます。

### 2 社会教育部

地域の社会教育の拠点である公民館と連携し、青少年を主役とした活動を企画運営していく部会です。また、中学校が実施している職場体験学習を推進していきます。

## (専門部役員)

第 3 条 学級選出役員は次のとおりとし、各学級で選出された役員で部会を構成する。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 学校・家庭教育部 | 2 名 |
|------------|-----|

第 4 条 社会教育部役員は、各地域から 2 名程度選出し部会を構成する。

第 5 条 各専門部は次の役員を選出する。

- |       |     |
|-------|-----|
| 1 部長  | 1 名 |
| 2 副部長 | 3 名 |

(役員任期)

第6条 専門部役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 部長は専門部活動の執行にあたる。
- 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 部役員は協力して専門部活動を推進する。
- 4 専門部に要する費用は、会則第11条4に基づき会長の承認を得て部長が処理する。

(専門部会)

第7条 専門部会は、会長の承認を得て部長が招集することができる。

(担当教師)

第8条 各専門部に担当の教諭を置き、専門部活動を援助する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、会則第22条により理事会において行う。

(施行)

第10条 この規程は、平成6年4月1日より施行する。

附則 この細則は平成13年4月1日より適用する。

平成18年4月18日一部改正

平成30年4月15日一部改正

## 松山市立北中学校 P T A 旅費規定（案）

P T A、学校より依頼のあった会合に参加する場合、次の金額を支給する。

- 1 市内の場合は、交通費として一律 1,000 円を支給する。  
ただし、第 7 ブロック内における会合の交通費は支給しない。
- 2 会合の参加費は全額支給する。
- 3 会合での資料代は全額支給する。
- 4 会合が午前から午後にまたがる場合は、弁当代 6 0 0 円を支給する。  
上記以外の場合は、会長と事務局が協議の上で決定する。

附則 この規定は平成 6 年 4 月 1 日より適用する。

改正 令和 6 年 4 月 12 日 総会で承認  
〔第 1 条〕

# 松山市立北中学校PTA役員候補者選考規定

## (目的)

第1条 この規定は、現会則第6条に基づき、役員候補者選考に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員の選出)

第2条 役員候補者選考委員会は、本部役員または専門部長、副部長経験者の中から、10名から12名程度選出する。また和気、みどり、久枝の校区がほぼ同数になるように選出する。尚、理事会には報告することとする。

## (委員の資格と任期)

第3条 PTA会員であること。ただし、全役員が決定されるまではその職にあるものとする。

## (役員候補者の推薦)

第4条 役員候補者の選考に当たっては、会員からの意見を参考にして、役員候補者選考委員会で選出する。

## (委員会の招集)

第5条 役員候補者選考委員会は、会長が12月初旬に第1回の招集を行い、委員長、副委員長、書記等の役職を決定する。

委員長が選出された後は、当該委員長が招集、選考方法、その他の審議等を行い、役員候補者を決定する。

## (改正)

第6条 この規定は、理事会において改正することができる。

## (施行)

第7条 この規定は平成6年1月27日より施行する。

平成10年3月12日一部改正。

平成12年7月14日一部改正。

平成18年4月18日一部改正。

平成28年4月17日一部改正。

平成30年4月15日一部改正。

## 松山市立北中学校 P T A 表彰規定

第1条 P T Aの目的や活動に即して、北中学校 P T Aに対して顕著な功績をあげた会員を表彰し、本校 P T Aの健全な運営・発展に資する。

第2条 表彰は感謝状の贈呈を持って行う。ただし、記念品の贈与をすることができる。

第3条 被表彰者の決定は、本部役員会がこれを行う。

第4条 表彰は原則として、年度始めの P T A総会において行う。

第5条 表彰は原則として、次の基準に基づいて行う。

- 1 P T A会則・第5条に定める役員及び、教育後援会会則・第6条に定める役員を1年以上勤めた者
- 2 特別表彰は、本部役員が必要と認めた者

附則 この規定は、平成6年4月1日より適用する。  
令和6年4月21日一部改正。

## 松山市立北中学校 P T A 慶弔規定

第1条 この規定は、北中学校 P T A会員の慶弔に関する規定である。

第2条 この規定の該当者は、下記のものとする。

- 1 会員
- 2 教職員と教職員の配偶者
- 3 生徒

第3条 第2条に該当するものが死亡した場合、花輪と香典10,000円を供えて弔意を表す。

第4条 会員が重大なる不慮の災害を受けた場合、会長・副会長が合議の上、措置する。

第5条 教職員が結婚した場合、祝金として10,000円を贈る。

第6条 教職員が転任・退職した場合、餞別を贈る。

金額は1年間の場合は、3,000円、1年増えるごとに1,000円ずつ加算し、最大10,000円までとする。

第7条 上記の各条のほか、特別必要と認める場合は、会長・事務局の協議により措置する。

附則 この規定は、平成15年4月1日より適用する。  
平成18年4月18日一部改正。